

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人鳥取県共同募金会

令和6年度 事業計画書

目 次

【はじめに】	1
【事業方針】	2
1 適正な組織運営	2
(1) 役員会等の開催	
(2) 中央、ブロック会議等への参加	
(3) 市町村共同募金委員会との連携	
2 重点事業の実施	3
(1) 新たな助成・募金・広報プログラム開発モデル事業	
(2) 県共募における助成・募金体制強化モデル事業	
3 募金活動の推進	4
(1) 一般募金の取組み	
(2) 募金運動の期間拡大の取組み（つかいみちをえらべる募金）	
(3) ふるさとサポート募金の取組み	
(4) 税制上の優遇措置の取扱い	
4 寄付金による助成	5
(1) 一般募金助成	
(2) 歳末たすけあい運動	
(3) 全国共通助成テーマ	
(4) 本県出身のハンセン病療養所入所者へのお見舞い	
(5) 災害見舞金の交付	
(6) 災害等準備金積立金取崩し金助成	
(7) 共同募金以外の寄付による助成	
(8) 助成事業の調査	
5 広報・啓発活動の推進	7
(1) 初日行事・赤い羽根空の第一便メッセージ伝達式の実施	
(2) 「募金ボランティア活動の手引き」の作成	
(3) 広報・運動資材の作成・活用	

- (4) 報道機関等へテレビ・ラジオスポット放映・放送用素材の提供
- (5) 地方紙への広告掲載
- (6) ホームページへの掲載
- (7) 赤い羽根データベース「はねっと」の活用

6	企業との連携強化	8
7	災害等準備金及び災害たすけあい運動	9
8	顕彰事業・見舞金	9
9	民間資金助成事業の実施・協力	10
10	調査研究の実施	10

令和6年度事業計画書

【はじめに】

「国民たすけあい共同募金」として昭和22年に社会福祉の復興から始まった共同募金運動は、本年で78回目を迎える。

その間、それぞれの時代に求められた福祉課題や地域福祉の推進のため、住民相互のたすけあいを基調に共同募金運動が展開されてきたが、募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなっているとも指摘されており、募金総額は平成7年(1995年)の約194百万円をピークに減少の一途をたどっている。今後もこの傾向が続けば地域福祉の推進に必要な助成額の確保が困難となるとともに、本会の健全運営が支障をきたすことも想定される。

また、毎年のように発生する大災害に備える災害等準備金制度は、被災地域での災害ボランティア活動を財政面から支援しており、その重要性は一層増大している。

一方で、地域における交流意識も弱まり、さらに新型コロナウイルス感染拡大による影響から人と人との交流が控えられてきたことを契機として、孤独感を抱える人の課題も浮き彫りとなっている。

こうした中、地域住民や地域の多様な主体が参画し世代や分野を超えてつながることで、人々の生活や地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められている。

また、鳥取県では全国に先駆け「孤立・孤独を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例」が令和4年12月に制定され、さらに国においても「孤独・孤立対策推進法」(令和6年4月施行)、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月施行)、さらには「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月施行)など、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて様々な施策が実施・検討されている。

このような中、中央共同募金会に設置された「企画・推進委員会」において、共同募金運動の活性化、都道府県共同募金会としての募金や助成に係る取り組みについての議論がなされ、このほど論点整理が公表された。その中では「新たな助成・募金・広報プログラム開発モデル事業」及び「県共募における助成・募金体制強化モデル事業」の2事業が中央共同募金会に寄せられた寄附を財源として、3年間、総額210百万円の助成事業として実施されることとなった。本会としても積極的に事業の提案を行い本県における共同募金運動の活性化と共同募金会の機能強化に向け取り組むこととしている。

また、社会福祉法が求める法人経営のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、公益性・非営利性を確保することに留意しながら、県民に対する説明責任を果たし地域社会に貢献する社会福祉法人としての役割を果たしていく必要がある。

【事業方針】

引き続き、地域において取り組まれる福祉活動を支援するための共同募金運動を実施する一方、本県における共同募金運動の活性化と共同募金会の機能強化に向けた取り組みを実施する。

- 募金については、約7割を占める戸別募金について地域住民の理解と協力が得られるよう努めながら、今後も引き続きこの取り組みを維持する。
また、募金増額を図るため県内企業に対して「法人募金」や「職域募金」に協力いただける企業を新たに開拓することや、令和5年度から協力いただいている郵便局窓口への募金箱設置について、県下全147局への設置に向け市町村共同募金委員会の協力を得ながら推進する。
- 助成については、社会的孤立の解消や生活困窮者等への支援を進めるため、全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり」を掲げて推進を図るとともに、地域の福祉ニーズに基づいた活動に対して積極的に助成する。
特に、中央共同募金会が実施する「県共募における助成・募金体制強化モデル事業」を活用し、共同募金運動の活性化と募金体制の強化に取り組むこととする。
- 広報・啓発については、募金目的や助成内容を住民に分かり易く公表し、募金運動に対する住民の理解と参加を促進するとともに、地域福祉の課題解決に向けて、市町村共同募金委員会と本会が連携・協力して実施する。
特に、中央共同募金会が実施する「新たな助成・募金・広報プログラム開発モデル事業」を活用するとともに、新たに中央共同募金会が策定する「共同募金運動広報プラン（令和6～8年度）」も踏まえながら、積極的な広報に取り組むこととする。

1. 適正な組織運営

県民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人として、積極的に情報提供・公開を行って事業運営の透明性の向上を図り、本会の適正な会務の運営等を行う。

(1) 役員会等の開催

- ・理事会 年3回
- ・評議員会 年3回
- ・監事会 年1回
- ・評議員選任・解任委員会 必要の都度
- ・配分委員会 年3回

(2) 中央、ブロック会議等への参加

- ・中央共同募金会関係
 - ア 評議員会の出席 年2回
 - イ 常務理事・事務局長会議の出席 年2回
 - ウ 職員研修・会議の参加 年2回
 - エ 赤い羽根全国ミーティングの参加 年1回（市町村共同募金委員会職員）
- ・中国四国ブロック関係
 - ア 常務理事・事務局長会議の出席 年1回
 - イ 職員会議の出席 年1回

(3) 市町村共同募金委員会との連携

- ・担当者会議の開催（年2回）
- ・相談対応・情報提供のための訪問
- ・運動推進のための募金運動資材の作成・購入
- ・広報運動グッズ・資材（着ぐるみ、法被など）の貸出

2. 重点事業の実施

中央共同募金会に令和3年4月設置された「企画・推進委員会」において、共同募金運動の活性化、都道府県共同募金会の機能強化についての議論が行われてきたが、このたび中央共同募金会が原資を提供し都道府県共同募金会に助成することにより、新たな助成プログラムやモデル的な事業を実施することとされた。

本会としても、以下のとおりこの新たな助成事業に積極的に取り組むこととする。

(1) 新たな助成・募金・広報プログラム開発モデル事業

- ア 対象経費 事業費全般（人件費を含む）及び新たなプログラムにおける助成原資
- イ 実施期間 令和6～9年度
- ウ 予算規模（最大150百万円）
上限1,000万円（下限300万円）×最大3年間
- エ 事業（案）
令和5年度に作成したオリジナルキャラクターを活用したテレビスポットの作成、YouTubeによる配信及び関連グッズの作成。

(2) 県共募における助成・募金体制強化モデル事業

- ア 対象経費 事業費全般（人件費を含む）

イ 実施期間 令和6～9年度

ウ 予算規模（最大60百万円）
上限 200万円×最大3年間

エ 事業（案）

毎年、書面による案内やホームページの掲載により助成事業を公募しているが、過去に助成を受けた団体からの応募が多くみられ真に助成を必要としている団体に届いていないことが懸念されている。

このためまずは、障がい者の支援（主に就労）を県から受託しているNPO法人を介して、助成事業の周知、助成申請の作成支援、助成効果の検証など本会職員が行っている業務の一部を委託する。

併せて、助成を受けた団体に対しては助成額の10%程度の募金への協力を要請し、目標に満たない場合は、NPO法人に対する委託料の額を減額する。

3. 募金活動の推進

共同募金は、地域の福祉課題を解決するための募金と助成に関する計画をたて、事前に使いみちや集める額（目標）を定め、「じぶんの町を良くするしくみ」として募金運動を展開する。

また、中央共同募金会と協働し経済的に困窮する人への緊急支援や募金運動の期間拡大を活用した「使途選択募金」、さらにインターネットを通じた地域選択募金「ふるさとサポート募金」などによる募金運動を推進する。

（1）一般募金の取組み

一般募金の約7割を占める戸別募金について、引き続き重点的に取り組むとともに、一般募金の1割強を占める法人募金については、税制上の優遇措置が講じられていることから、市町村共同募金委員会とも連携して丁寧に説明しながら、企業の社会貢献活動の一環、さらにSDGsの取組みとしての検討を要請する。

（2）募金運動の期間拡大の取組み（つかいみちをえらべる募金）

「使途選択募金」として県内の福祉団体が自ら取り組む福祉課題解決のため、その使途を寄付者に直接訴え掛ける募金活動を行い、寄せられた募金にマッチング（加算）を付して助成する。

【募金運動の期間拡大】令和7年1月1日～3月31日

(3) ふるさとサポート募金の取組み

中央共同募金会のホームページを活用し、県・市町村並びに高齢者や障がい者の支援など、寄付先や用途の指定が可能なクレジット決済による募金に取り組む。

(4) 税制上の優遇措置の取扱い

寄付者に対する税制上の優遇措置の周知に努め、募金の増額を図る。

(個人寄付に対する所得控除又は税額控除、法人寄付に対する全額損金算入制度)

【租税特別措置法改正に伴う税額控除に係る鳥取県の証明有効期間】

令和4年6月17日～令和9年6月16日まで

4. 寄付金による助成

寄付者の負託に応えるとともに地域福祉の一層の推進に寄与するため、鳥取県社会福祉協議会の意見を聴くとともに、各市町村共同募金委員会が策定する共同募金推進計画を踏まえ、地域の福祉ニーズに十分配慮した効果的な助成計画を策定する。

なお助成決定後は、速やかに用途内容等の結果をホームページ等により公表し透明性の向上を図る。

歳末たすけあい（地域歳末、NHK歳末）については、共同募金委員会と社会福祉協議会等の関係機関、NHK鳥取放送局と協調して実施する。

なお、大規模災害（災害救助法の適用等）時の被災者支援ボランティア活動のための災害等準備金の拠出については、中央共同募金会と連携・協調して迅速に実施する。

(1) 一般募金助成

市町村共同募金委員会の募金額の70%を地域助成枠とし、当該委員会が策定した推進計画において位置付けられた助成計画に基づき助成する。

市町村共同募金委員会の募金額の30%と本会の募金額を加えた額を、広域助成枠として決定された助成計画に基づき、民間社会福祉施設、県域民間福祉団体等に助成する。

(2) 歳末たすけあい運動

新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人々が地域の一員として安心して暮らすことができるよう市町村共同募金委員会や社会福祉協議会等の関係機関・団体が協調して募金活動を行い、寄せられた募金を決定された助成計画に基づき助成する。

【地域歳末たすけあい運動】 令和6年12月1日～12月31日

【NHK歳末たすけあい運動】 令和6年12月1日～12月25日

(3) 全国共通助成テーマ

ア 赤い羽根共同募金助成

新型コロナ感染症の影響により人と人との交流が控えられてきたこともあり、多くの人が、日ごろ誰かと繋がっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さに改めて気付かされた。

こうした状況の中、繋がることを諦めず、孤立や孤独の問題に取り組む活動を支援する必要がある。

【共通テーマ】

「つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～」

イ 全国キャンペーン助成

新型コロナ感染症が拡大した令和2年度から、様々な困難に直面している住民を支援する活動を応援するため、中央共同募金会に寄せられた寄付金を原資として各都道府県共同募金会と協働して全国キャンペーンを実施してきた。

令和6年度も昨年度に引き続き市町村社会福祉協議会等が行う生活にお困りの方への生活相談等を行う際に、アウトリーチや支援に繋がるきっかけづくりのツールとして、来所時に緊急的に配布するための食料品や日用品の整備等に要する経費に対し助成する。

(4) 本県出身のハンセン病療養所入所者へのお見舞い

ハンセン病療養所入所者を訪問するなど、本県出身の入所者を直接お見舞いするとともに慰霊塔等の参拝を行う。

【本県出身者】 全国4施設に5名が入所

【療養所訪問】 令和6年秋 岡山県「長島愛生園」「邑久光明園」

(5) 災害見舞金の交付

平時の災害等により住家を全焼、半焼、また世帯員が亡くなられた場合に、その世帯の援護のため市町村共同募金委員会を通じて見舞金を交付する。

【半焼、半壊、半流出以上】 1世帯当たり 20,000円

【死亡者】 1人につき 10,000円

(6) 災害等準備金積立金取崩し金助成

積み立て後3年が経過して取り崩した災害等準備金取崩し金を、「安心・安全なまちづくり支援事業」として新一年生に防犯ブザーを配布するとともに、緊急に即応する必要があり一般募金助成では対応が困難な事業などに対し、災害等準備金積立金取崩し金助成事業方針に基づき助成を行う。

また、本会の健全な運営を確保するため、その一部を運営費に充当する。

(7) 共同募金以外の寄付金による助成

共同募金の期間以外の時期においても、企業の創業記念日等にあわせた社会貢献としての寄付や物品による寄付を受け入れ、配分委員会の審査を経た上で民間の社会福祉事業に助成する。

ア 受配者指定のない寄付による助成

企業から社会貢献として受配者指定のない寄付があった場合には、助成する対象、助成額、助成地域等について寄付者の意向があれば協議し、その意向を踏まえた上で施設・団体等に助成する。

イ 受配者指定寄付金による助成

寄付者が特定の助成先を指定して受け入れた寄付金は、助成先における社会福祉施設整備費の法人負担金相当、又はそのために受けた融資に対する償還金相当であることから、所要の手続きを経たうえで助成する。

ウ 社会福祉法人（特定公益増進法人）寄付金による助成

企業等から指定寄付金制度による手続きを希望しない寄付金を受け入れた場合には、所要の手続きを経たうえで助成にふさわしい妥当性を持った社会福祉を目的とする事業に助成する。

(8) 助成事業の調査

適正な助成を行うため、申請事業の計画内容の詳細及び助成事業の実施状況並びに整備された物品等の使用状況等について、配分委員会が必要に応じ調査、確認する。

ア 書面審査の実施

イ 施設等実態調査の実施

ウ 施設等実態調査審査会の開催

5. 広報・啓発の活動の推進

共同募金の目的を積極的に周知するとともに、県民の理解と共感が得られるように分かりやすい広報活動に努めるものとし、ホームページや地元新聞、また運動資材等を効果的に活用し積極的に展開する。

(1) 初日行事・赤い羽根空の第一便メッセージ伝達式の実施

募金運動の開始を告げる10月1日に初日行事の一環として、ANA（全日本空輸株式会社）の協力により厚生労働大臣、中央共同募金会長のメッセージの伝達を行うとともに、街頭募金を実施し運動に対する理解と協力を呼びかける。

なお、令和6年度は米子市において実施する。

また、市町村共同募金委員会が中心となり、各地域においても街頭募金活動等を実施する。

(2) 「募金ボランティア活動の手引き」の作成

募金運動の趣旨、運営、組織、使途等について、分かり易く要点をまとめた手引書を作成し、募金活動の協力ボランティアに配布し、円滑な運動実施のために活用する。

(3) 広報・運動資材の作成・活用

ポスター、赤い羽根、学校用組立式募金箱などの運動資材を作成・購入し、市町村共同募金委員会等が実施する募金運動に活用する。

本会オリジナルのピンバッジや箸袋などの募金グッズを作成し、募金拡大を図る。

また、広報と啓発を目的に運動マスコットの着ぐるみ「愛ちゃん」の貸出を行う。
募金目標額、助成金の使途を掲載した戸別配布用チラシを市町村ごとに作成し、募金への協力と理解の促進を図る。

(4) 報道機関等へテレビ・ラジオスポット放映・放送用素材の提供

中央共同募金会作成のビデオ・DVD等のメディア広報資材を各報道機関や県遊技業協同組合へ提供し、放映・放送していただくことにより募金運動の周知を図る。

(5) 地方紙への広告掲載

募金運動の普及・啓発及び助成内容の公表、また県民に対する幅広い募金の呼びかけを行うため、市町村における募金活動や助成事業の様子などを紹介した広告を地元新聞紙へ掲載する。

新聞掲載の回数 年2回

第1回(9月):募金目標額・助成計画額

第2回(4月):募金実績額・助成内訳額

(6) ホームページへの掲載

助成情報、募金実績、災害義援金などの情報を適時・適切に分かり易く掲載し、年間を通じた情報発信を積極的に行う。

(7) 赤い羽根データベース「はねっと」の活用

全国の共同募金情報等が入力されているデータベース「はねっと」を活用することにより、寄付者等に市町村共同募金委員会及び本会の募金目標額・実績額、助成計画額・決定額、助成先の活用状況などの情報提供を行うとともに、全国の統計情報を活用する。

6. 企業との連携強化

(1) 「自動販売機」を活用した募金寄付や「寄付付き商品」取扱い企業の開拓

(2) 県内企業に対する募金の要請は各市町村共同募金委員会が行っているが、県内全1,417社(山陰企業年鑑2022版)のうち「法人募金」または「職域募金」として協力いただいている企業は約200社(14%)に留まっている。

このため、本会として残りの企業を対象にDMによる寄附を依頼するほか直接訪問して要請するなどの取組みを行う。

7. 災害等準備金及び災害たすけあい運動

大規模災害（災害救助法の適用等）の発生に対応するため、社会福祉法で定められた範囲内（3%）で災害等準備金の積立を行い、大規模災害が発生した場合には、中央共同募金会の調整のもとその一部又は全部を拠出し、被災地域における災害ボランティア活動等の支援を行う。

また、全国的な大規模災害が発生した際には、関係機関と連携し義援金を募集するなど、全国的な運動に呼応して災害たすけあい運動（義援金の取次協力等）を実施する。

【準備金の積立】 募金実績の3%を毎年度、3年間にわたり積み立てる。

【準備金の拠出】 本県又は国内において災害が発生し、拠出が必要となった場合には、「災害支援制度運営要綱」「災害支援制度実施要領」「災害支援制度の細目及び基準」に基づき迅速、かつ適切に支援を実施する。

8. 顕彰事業・見舞金

(1) 表彰・感謝の贈呈

共同募金運動の推進に功績のあった個人・団体及び高額寄付者に対して、表彰状又は感謝状の贈呈を行う。

【県民総合福祉大会】 令和6年9月12日（木） 米子コンベンションセンター

(2) 表彰・感謝の推薦

県知事及び中央共同募金会会長、厚生労働大臣への顕彰候補者の推薦を行う。

(3) 奉仕者事故見舞金

「中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程」に基づき、共同募金運動の奉仕者及び共同募金委員会の役職員が、奉仕活動を原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、その被害の程度に応じて見舞金を贈呈する。

【傷病見舞金】

奉仕活動従事者が負傷し又は疾病に罹った場合、その者に対し贈呈

入院の場合

10日以内 1日につき 2,000円

11日以上 20,000円+1日につき3,000円加算

通院の場合

通院日数を2で除して得た日数を入院期間とみなし、入院の場合と同様の取扱いを行う。

【遺族見舞金】

奉仕活動従事者が死亡した場合、その者の遺族に対し贈呈

遺族見舞金 50万円

9. 民間資金助成事業の実施・協力

民間団体が行う助成制度を積極的に活用することにより、社会福祉施設の改修、車両の整備、高額物品の購入等の要望に対応する。

(1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業に対する推薦

本県助成枠（6,790千円）の範囲内で推薦することとし、その決定にあたっては本会配分委員会に諮り、審議・決定する。

10. 調査研究の実施

中央共同募金会において、共同募金会の組織基盤及び機能強化のあり方や、諸課題への対応、共同募金運動を始めとした共同募金会としての募金や助成に係る取り組みなどの中期的な方針を策定するため、外部の有識者を加えた「企画・推進委員会」が設置され検討が進められていることから、必要に応じて本会としても適宜、意見を述べるとともにその状況を注視することとする。